

新潟市告示第73号

掲示期間 1.18-1.28

新潟市小須戸運動広場使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市小須戸運動広場の使用料の徴収を平成27年4月1日から平成31年3月31日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第158条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

平成31年1月18日

新潟市長 中原 八一

徴収事務を行う体育施設の名称及び位置		徴収事務受託者
名称	位置	
新潟市小須戸運動広場	新潟市秋葉区矢代田1番地	新潟市秋葉区矢代田35番地 山の手コミュニティ協議会 会長 横山 義男